

【諮問第71号】

15川公審第5号
平成15年5月23日

川崎市教育委員会
委員長 黒田俊夫様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成10年3月18日付け9川教庶第1331号の4をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成10年2月10日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成8年度及び平成9年度の「部活代替を採らない中学校を除き、市立中学校51校の教育課程編成届に関して、教育課程編成会議、職員会議などの教育課程編成を決定する会議において、特別活動のうちクラブ活動の履修をすべて部活代替で行うことを決定した文書、会議録など、その決定判断に至る文書、資料のすべて」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成10年2月24日付けで、クラブ活動の履修をすべて部活代替で行うことを決定した公文書が存在しないとして本件請求に対し、拒否処分を行った。

異議申立人は、平成10年3月6日付けで、教育課程編成に必要不可欠な文書等が存在しないとの理由は理解しがたいので、本件拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第71号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成14年5月16日付け意見書及び平成15年1月17日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る対象公文書は、教育課程編成に必要不可欠な文書等であって、これを使用し、内容を検討し、教育課程を編成するものであるから、文書等が存在しないことは理解しがたい。
- (2) 仮に本件請求に係る対象公文書を使用していないのならば、教育課程編成方法を明らかにせよ。
- (3) 本件拒否処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するのかの理由付記がない。
- (4) 条例前文第3項（「情報公開制度は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい公正で信頼できるものでなければならない。」）の規定の趣旨からは、拒否した場合の理由説明は、わかりやすいものでなければならない。

4 実施機関の主張要旨

平成10年10月15日付け処分理由説明書及び平成14年11月21日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）等の規定により編成することとされている。

市においては川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教育委員会規則第5号）第6条の規定で、学習指導要領の基準により校長が編成し、

校長は各教科等の学年別授業時数並びに特別活動の種類及び授業時数を実施機関に報告しなければならないことと定めている。

部活代替制度は、現在では廃止されているが、放課後に行う「部活動」に参加する生徒が、教育課程として授業時間に組み込まれる活動としての「クラブ活動」を履修したのと同様な成果があった場合に、「部活動」に参加したことをもって「クラブ活動」を履修したものとみなす制度であるが、これは平成元年度の中学校学習指導要領の改訂によって導入された制度で、本件請求の当時、すでに市内51中学校中38校で採用されたものであった。

教育課程の編成をはじめ、学校教育に関する諸事項の検討、判断等については、その経過及び結果のすべてが文書化されるわけではなく、また、部活代替制度については中学校において十分周知されていたことから、教育課程編成の度ごとに公文書として作成する必要はないもので、この制度は、各中学校での教育的・専門的判断のもとで実施されているものである。

したがって、本件請求の内容の「特別活動のうちのクラブ活動の履修をすべて部活代替で行う」との決定に係る公文書は作成されていない。

5 審査会の判断

本件は、実施機関が本件請求に係る対象公文書は不存在として拒否処分を行ったものである。このような実施機関の処分の当否についての審査は、市立中学校51校の教育課程編成届に関し、教育課程編成会議、職員会議などの教育課程編成を決定する会議において文書が作成されたか否かという事実の問題であるが、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる（条例第15条第5項）にとどまり、当該対象公文書が存在していると推認することはできなかった。

実施機関は、処分理由説明書及び事情説明聴取において、本件請求に係る対象公文書は不存在と述べており、審査会として当該対象公文書の存在を認めることができない以上、実施機関の本件拒否処分を不当とすることはできない

しかしながら、文書不存在を理由とする拒否処分の場合、その原因となる事情は様々であるが、文書を作成せず、文書が存在しないというときには、実施機関による文書作成義務の不履行の可能性が検討されなければならない。

本件において、教育課程編成に関する会議録や文書がないことは、理解しがたい。

そもそも、実施機関も述べるように、教育課程の編成については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条、学校教育法施行規則第53条等、中学校学習指導要領及び川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第6条により、校長が編成し、教育委員会に届け出るものである。

教育課程編成に関する具体的な内容は、各学校の職員会議等において編成されているものと考えられるが、「部活代替制度」の採否について報告があるにもかかわらず、その決定に係る文書が作成されていないのは会議体としての職員会議のあり方として不可解である。

しかし、そのことにより、本件拒否処分が不当であるということとはできない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委	員	小	林	美智子
委	員	鈴	木	庸夫
委	員	高	岡	香
委	員	三	浦	俊介
委	員	安	富	潔